

令和2年度

建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領

本月間

令和3年3月1日～3月31日

主唱

建設業労働災害防止協会

後援

厚生労働省、国土交通省

会長メッセージ

令和2年度の「建設業年度末労働災害防止強調月間」を迎えるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、我が国においても国民生活や経済活動に大きな影響を受けております。このような中でも建設現場の安全衛生確保に取り組んでいただいた会員各位に心から感謝申し上げますとともに、「3密」を避けながら、新型コロナウイルス感染症に対する予防措置を講じつつ、引き続き労働災害防止対策を進めていただきますようお願い申し上げます。

さて、当協会では年度末の労働災害防止を目的として、3月1日から31日までを「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を策定しております。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめ関係者の熱心な取組により長期的には減少しており、一昨年の死亡災害の発生件数は過去最少となりました。さらに、令和3年1月現在の速報値を見ると、令和2年の建設業の死亡者数は240人、休業4日以上之死傷者数は13,684人と、共に前年同期に比べて減少しております。

建設業においては、技術者や技能労働者の不足や高齢化と併せて、作業者の多様化の進展など、労働災害防止に向けた多くの課題が見られる中、激甚化・頻発化する豪雨などの自然災害からの復旧・復興工事を始め、国民生活を守るための国土強靱化に向けた防災・減災対策及びインフラ整備工事等が進んでおります。さらに、化学物質による新たな労働災害も頻発しております。

このような中、これから迎える年度末は完工時期となる工事が増加することでさまざまな作業が輻輳し、労働災害発生リスクの高まりが懸念されます。そのため、労働災害のリスク低減に向けた店社及び現場でのリスクアセスメントとその結果に基づく対策の確実な実施、国際基準にも対応した「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（ニューコスモス）」の導入・定着、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」等の各種安全衛生教育の実施、現場作業員へのストレスチェック実施によるメンタルヘルス対策とこれに基づく職場環境改善等、複雑化する現場において、実効性のある労働災害防止活動に取り組む必要があります。

会員各位におかれましては、本実施要領を踏まえ、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開され、無事故・無災害で新年度を迎えられますようお願い申し上げます。

令和3年2月

建設業労働災害防止協会
会長 今井雅則

建設業年度末労働災害防止強調月間ポスター

No.1 山之内 すす コードNo.760401



建設業労働災害防止協会

I 趣 旨

年度末の3月は、公共工事を含め多くの工事が完工時期を迎え、さまざまな作業が輻輳し、繁忙度が増すことなどから、労働災害防止を図る上で特別な配慮が求められる時期である。当協会は、会員各位とともにこの時期の建設現場における労働災害防止を目的として、「建設業年度末労働災害防止強調月間」を展開する。

経営トップ、店社及び建設現場の管理者等の関係者は一層の安全衛生水準の向上を目指し、店社と作業所との緊密な連携を図り、労働災害防止活動の強化を図るものとする。

II 会員が実施する事項

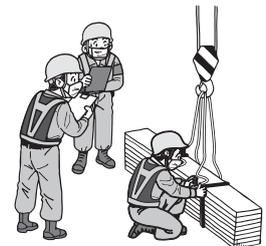
会員は、本強調月間の趣旨・目的を踏まえ、次の事項を参考として、各企業及び現場の実情に即した年度末の安全衛生実施計画を作成し、積極的に労働災害防止活動を実施する。また、本強調月間における労働災害防止活動を実効あるものとするため、リスクアセスメントの結果に基づき定めたリスク低減措置を確実に実施する。また、実施にあたっては「建設業労働災害防止規程」及び「令和2年度建設業労働災害防止対策実施事項」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等を活用する。

※上記の「防止規程」及び「実施事項」は、当協会ホームページからご覧いただけます。

☑チェックを入れて、実施する項目を確認しましょう！

1 経営トップ等による年度末現場点検の実施

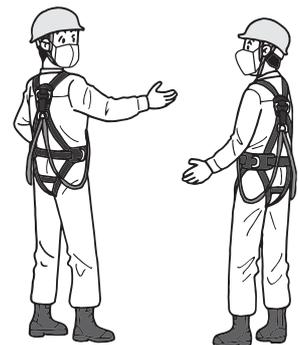
- (1) 安全衛生管理体制及び労働災害防止活動の実施状況の確認
- (2) 労働安全衛生関係法令及び社内の安全衛生規程等の遵守状況について、安全衛生パトロール等による確認
- (3) リスクアセスメントの実施とこれに基づくリスク低減措置の実施状況の確認
- (4) 繁忙期を考慮した作業工程の見直し、並びに適切な労働時間の管理と勤務体制の確認
- (5) 新型コロナウイルス感染予防対策の実施状況の確認



作業工程の確認

2 墜落・転落災害の防止

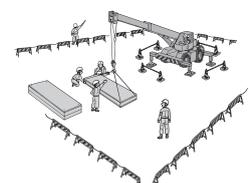
- (1) 高所作業における作業床や手すり等の設置。その設置が困難な場合は、安全ネットや安全帯取付設備の設置
- (2) 適切なフルハーネス型等の安全帯の選定及び使用前点検の実施と確実な使用
- (3) 足場等の「より安全な措置」として、法定の措置に加え、わく組足場の上さん、わく組足場以外の幅木等の設置
- (4) 足場の組立て等においては、「手すり先行工法」や十分な安全対策を盛り込んだ、「大組、大払工法」等の採用、並びに作業主任者・作業指揮者による作業手順の周知徹底及び作業状況の確認
- (5) 足場点検実務者研修の修了者等による足場の組立て・一部解体もしくは変更後や悪天候後における点検の実施及び事業者による始業前点検の確実な実施
- (6) 開口部や作業床の端には、手すり・中さん等の設置及び注意喚起の表示等、「見える化」の推進



フルハーネス型安全帯の着用

3 建設機械・クレーン等災害の防止

- (1) 作業条件に応じた適切な機械の選定等のリスク低減措置を盛り込んだ施工計画及び作業計画・作業手順書の作成と実施の徹底
- (2) 車両系建設機械・クレーン等の転倒及び転落災害防止対策の徹底
- (3) 作業範囲内の立入禁止措置や作業指揮者・誘導者の配置等、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底



安全な玉掛作業等の実施

- (4) 荷のつり上げ作業時における荷姿や玉掛け状況の確認及びつり荷の下への立入禁止措置の徹底
- (5) 法定有資格者等による、車両系建設機械・クレーン等の運転並びに玉掛け作業の徹底

4 倒壊・崩壊災害の防止

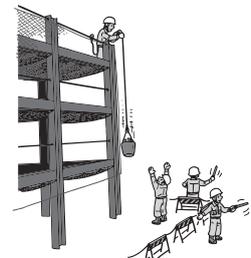
- (1) 建築物等の解体工事は、構造物の事前調査に基づく解体工法・作業順序・控えの設置方法等、リスク低減措置を盛り込んだ施工計画及び作業手順書の作成と実施
- (2) 足場は、強度及び風荷重を検討の上、壁つなぎ・控え・筋かい・水平つなぎを十分に設ける等、倒壊防止対策の徹底
- (3) 上下水道等の溝掘削工事等における「土止め先行工法」の実施
- (4) 山岳トンネル工事における切羽監視員の配置等「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の遵守
- (5) 斜面掘削作業における崩壊のおそれのある作業場所での日常及び変状時点検や点検者への教育の実施等「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の遵守



作業場所の点検

5 飛来・落下による公衆災害の防止

- (1) 高さ 2m 以上の足場（一側足場を除く）において、材料等が落下するおそれのある箇所には、作業床の端に高さ 10cm 以上の幅木、メッシュシートまたは防網等の設置
- (2) 仮置きする材料等へのロープ掛けやシート掛けの実施
- (3) 材料・機材・工具などを上げ下げする際の、つり網・つり袋使用の徹底
- (4) 突風や強風による資材等の飛散防止対策の徹底
- (5) 解体工事における飛来・落下や倒壊等の災害及び第三者災害防止対策の徹底



つり袋等の使用

6 交通労働災害の防止

- (1) 適正な労働時間管理、長時間運転の禁止、交通安全情報マップ等を使用した最適な運行計画の作成等の運行管理の実施
- (2) 運転者への定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態の把握
- (3) 飲酒運転の厳禁、携帯電話の使用等ながら運転の禁止
- (4) 睡眠時間確保の重要性の周知等の各種交通安全教育の実施



交通ルールの順守

7 火災・爆発等災害の防止

- (1) 警報・消火・避難設備等の点検・整備及び現場の避難経路の周知徹底と消火・避難訓練の実施
- (2) 防火管理者・火元責任者の選任と事前の「火気使用届」の提出、火気使用中の消火器や監視人の配置等による火気管理の徹底及び残火の確認等の作業終了後の点検
- (3) 引火物、爆発物等の保管場所の指定、SDS（安全データシート）を活用した危険物の表示及び可燃物付近での火気使用の厳禁
- (4) 現場の発泡ウレタン系及びプラスチック系断熱材の使用箇所の確認とその特性の周知及び当該箇所における火気使用禁止の徹底
- (5) 溶接・溶断作業等における周囲の可燃物の撤去、耐熱シート等による火災防止対策の徹底
- (6) 現場における喫煙場所及びストーブ使用場所の指定及び終業時の消火の確認の徹底
- (7) 火を使用しない工法（無火気工法や火無し工法等）の積極的な採用



火災防止対策の徹底

8 転倒災害の防止

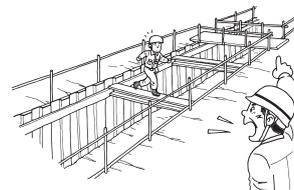
- (1) 「STOP！転倒災害プロジェクト」及び「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく転倒災害防止のための作業環境の改善
- (2) 作業通路の段差等の解消及び屋外通路や階段における転倒災害防止対策の実施
- (3) 転倒危険箇所の表示等、危険の「見える化」の実施
- (4) 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底による作業床や通路等の安全確保
- (5) 周囲が暗くなる前の早めの点灯による、作業床や通路等の照度の確保
- (6) 転倒災害防止のためのチェックリストを活用した安全点検の実施



早めの点灯

9 不安全行動による災害の防止

- (1) 危険軽視の行動を見逃さない職場風土づくりの推進
- (2) 「危険予知活動」「ヒヤリハット運動」「ひと声かけあい運動」等の積極的な実施
- (3) 「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止
- (4) 「職場のあんぜんサイト」内の「見える」安全活動コンクールの事例を参考にした「見える化」の推進



近道・省略行為等の禁止

10 安全衛生教育の推進

- (1) 「建設従事者教育」「新規参入者教育」「送り出し教育」等の安全衛生教育の実施
- (2) 危険有害業務従事者に対する特別教育（フルハーネス型安全帯使用作業や足場の組立て等）や特別教育に準じた教育の確実な実施
- (3) 建設従事者に対する危険体感教育（安全帯ぶら下がり、車両系建設機械等の死角確認等）の実施
- (4) 作業内容変更時の変更内容及び作業手順の再周知とKY活動の確実な実施



特別教育の実施

11 職業性疾病の防止

- (1) 建築物等の解体・改修工事における石綿等の使用有無についての事前調査及び石綿ばく露防止対策の確実な実施
- (2) 橋梁の塗装のかき落とし作業における鉛、クロム、PCB等の有害物へのばく露防止対策の徹底
- (3) ずい道等掘削作業、アーク溶接作業、金属等の研磨作業、はつり・解体作業等に係わる粉じん障害防止対策の徹底
- (4) 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」の活用による、ずい道等建設労働者の健康管理の徹底
- (5) 酸素欠乏症や一酸化炭素中毒等の防止対策の徹底
- (6) 腰痛及び振動障害の予防対策の徹底
- (7) 各種保護具の使用前点検の実施及び作業環境に応じた適切な保護具の使用の徹底



腰痛の予防

12 化学物質に関するリスクアセスメントの実施

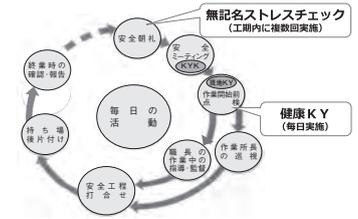
- (1) ラベル（絵表示）、SDS（安全データシート）等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質取扱い作業のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施と作業員への周知徹底（「ラベルでアクション」の取組の推進）
- (2) リスクアセスメントに基づく危険性・有害性の低い材料の採用
- (3) 化学物質取扱い作業における適切な保護具使用の徹底



ラベル（絵表示）の例

13 現場におけるメンタルヘルス対策の推進

- (1) 安全施工サイクル（安全朝礼、KYミーティング及び巡視等）を活用した建災防方式健康KYによる心身の健康状態の把握と、無記名ストレスチェックの結果に基づいた職場環境の改善
- (2) ストレスチェックの結果に基づく産業医等の面接指導及びその結果に基づき事業主が講ずるべき適切な措置の実施
- (3) 建災防本部に設置されているメンタルヘルス対策相談窓口の活用（毎週月曜日 13 時～ 16 時（祝日・年末年始を除く）
TEL：03-3453-0974）
- (4) 職場環境改善計画助成金（建設現場コース）の活用
- (5) 産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策に関する小規模事業所支援の活用



安全施工サイクルを活用したメンタルヘルス対策

14 健康障害防止対策の充実

- (1) 事業主による適正な労働時間の把握と、過重労働（時間外・休日労働等）による健康障害防止対策の推進及び年次有給休暇の取得促進
- (2) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施の徹底
- (3) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく、受動喫煙防止対策の実施
- (4) 新型コロナウイルス感染予防対策の徹底



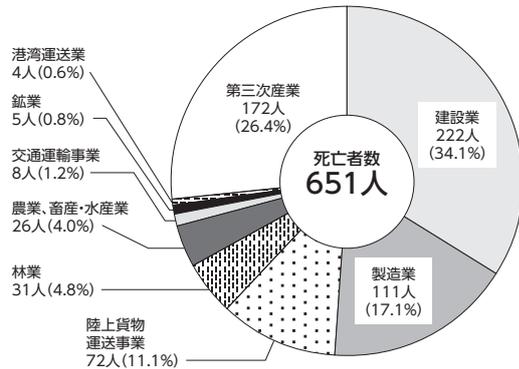
医師による面接指導

Ⅲ 協会が実施する事項

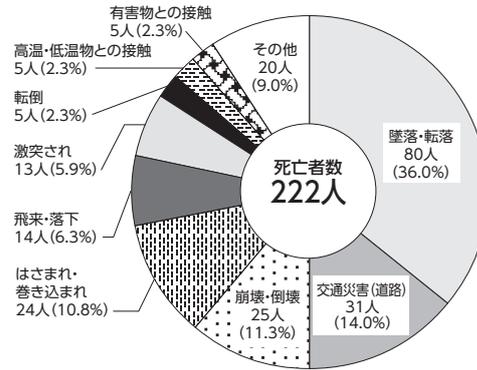
本部及び支部は、その地域の実情に応じて次の事項を実施する。

1. 「三大災害絶滅運動」及び「安全施工サイクル運動」の促進
2. 会員企業及び支部・分会の要請に応じた、安全管理士・安全指導者による安全衛生パトロール等の支援
3. フルハーネス型安全带使用作業特別教育等の各種安全衛生教育の実施
4. 国際基準にも対応した「ニューコスモス」及び中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスモス」の普及促進
5. メンタルヘルス対策の推進
6. 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への健診情報等の登録促進
7. 「建設業労働災害防止規程」「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」「令和2年度 建設業労働災害防止対策実施事項」の周知
8. 安全衛生に関する広報資料及び最新情報等の提供
9. のぼり、啓発用ポスター、ワッペン、実施要領等の作成・頒布
10. そのほか、本強調月間にふさわしい安全衛生活動の実施

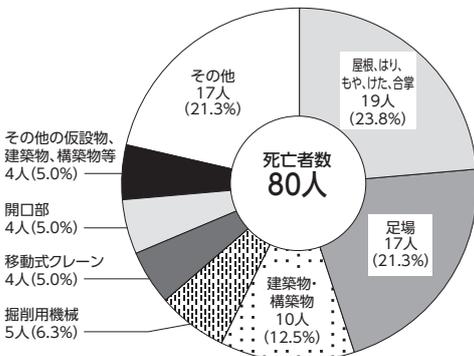
全産業における死亡災害発生状況



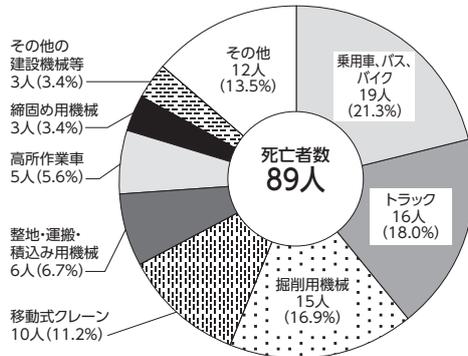
建設業における死亡災害発生状況



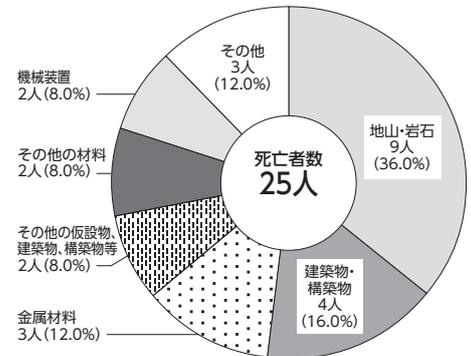
墜落・転落災害



建設機械・クレーン等災害



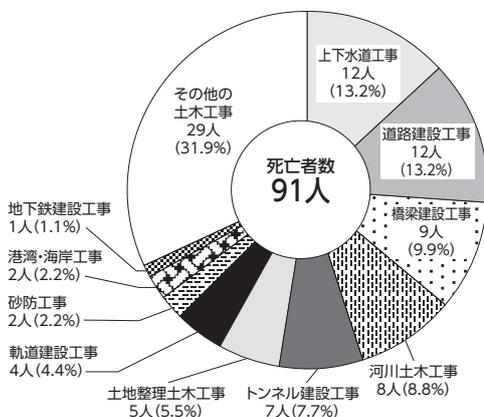
崩壊・倒壊災害



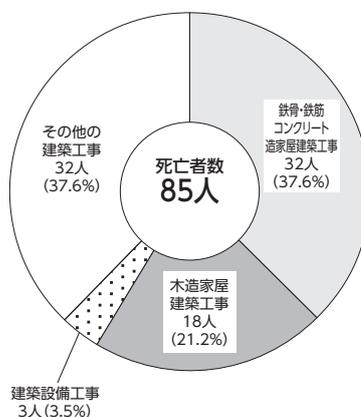
※上記の「三大災害の発生状況」は、次頁の「建設業における死亡災害発生状況(起因物・事故の型、令和2年1月～11月・速報値)」より作成しています。「墜落・転落災害」と「崩壊・倒壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。そのため、「建設機械・クレーン等災害」のデータには16人の「墜落・転落災害」の件数及び1人の「崩壊・倒壊災害」の件数が重複計上されています。

工事の種類別発生状況

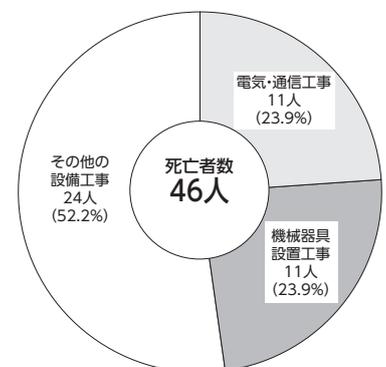
<土木工事>



<建築工事>



<設備工事>



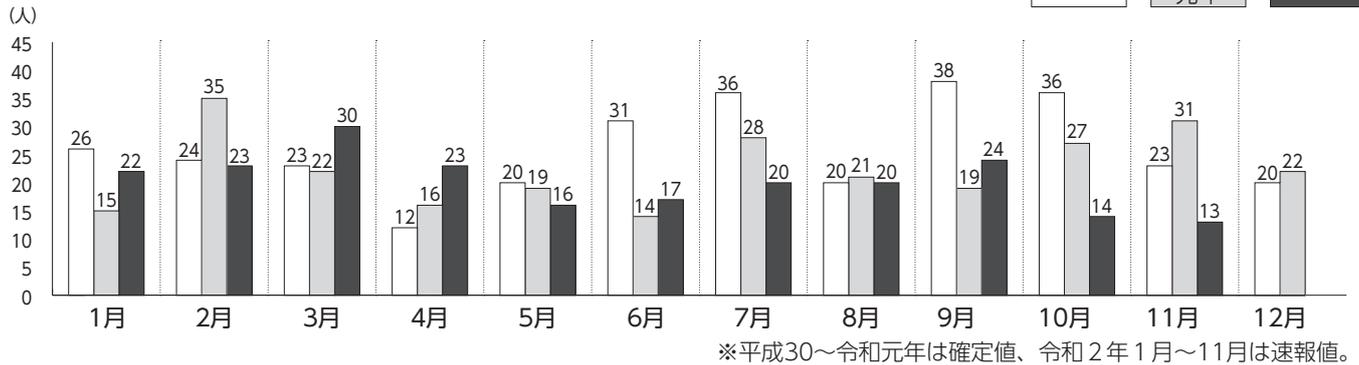
※以上は厚生労働省「令和2年における労働災害発生状況(速報)」(令和2年11月)を基に作成しています。また、割合(%)の合計は端数処理上100%にならない場合があります。

建設業における死亡災害発生状況(起因物・事故の型、令和2年1～11月・速報値)

起因物	事故の型																	合計	割合(%)		
	墜落・転落	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ	はさまれ・切れ、こすれ	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	転倒	破裂	爆発	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)			その他	分類不能
チェーンソー	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
整地・運搬・積み込み用機械	2	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2.7
掘削用機械	5	0	2	1	3	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	15	6.8	
基礎工事用機械	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
締固め用機械	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.4	
解体用機械	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
高所作業車	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.3	
その他の建設機械等	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.4	
混合機、粉碎機	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
その他の一般動力機械	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
動力機械 計	9	1	2	1	7	14	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	37	16.7	
移動式クレーン	4	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10	4.5	
エレベータ、リフト	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.9	
トラック	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	16	7.2	
フォークリフト	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0.9	
軌道装置	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
乗用車、バス、バイク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	19	8.6	
鉄道車両	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.5	
その他の乗物	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
物上げ装置、運搬機械 計	7	0	0	0	2	9	0	0	0	0	2	0	0	0	31	1	0	0	52	23.4	
ガス溶接装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.5	
送配電線等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.4	
人カクレーン等	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
手工具	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
はしご等	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.4	
玉掛用具	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
その他の装置、設備	1	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	6	2.7	
その他の装置等 計	4	0	2	1	0	1	1	0	0	2	3	0	1	0	1	0	0	0	16	7.2	
足場	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	7.7	
階段、棧橋	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
開口部	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.3	
屋根、はり、もや、けた、合掌	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	8.6	
作業床、歩み板	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.4	
通路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
建築物、構築物	10	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	6.8	
その他の仮設物、建築物、構築物等	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2.7	
仮設物、建築物、構築物等 計	58	0	1	6	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	67	30.2	
引火性の物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.5	
可燃性のガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.5	
有害物	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.9	
金属材料	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.8	
木材、竹材	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
石、砂、砂利	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.9	
その他の材料	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.9	
物質、材料 計	0	0	4	5	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	13	5.9	
荷姿の物	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.8	
機械装置	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.9	
荷 計	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2.7	
地山、岩石	1	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4.5	
立木等	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.3	
水	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.4	
異常環境等	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	
高温・低温環境	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.3	
その他の環境等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	1.4	
環境等 計	2	0	1	10	3	0	0	3	5	1	0	0	0	0	0	0	2	0	27	12.2	
その他の起因物	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	1.4	
分類不能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.5	
その他 計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4	1.8	
合計	80	1	14	25	13	24	2	4	5	5	3	5	1	2	1	31	1	4	222		
割合(%)	36.0	0.5	6.3	11.3	5.9	10.8	0.9	1.8	2.3	2.3	1.4	2.3	0.5	0.9	0.5	14.0	0.5	1.8	0.5		

※この統計表は、厚生労働省が公表している事故の型別の分類にて作成しています。
 ※「割合(%)」の合計は、端数処理上100%にならない場合があります。

建設業における月別死亡災害発生状況 (平成30年～令和2年)



令和2年度 建設業年度末労働災害防止強調月間用品のご案内

ポスター

- No.1 山之内すず コードNo.760401
 - No.2 イラスト(田中寛崇) コードNo.760402 B2判(73×52cm) 各¥200
- ※社名印刷50枚以上(有料)



No.2 イラスト(田中寛崇)

のぼり

- 年度末 コードNo.880610
 - 春の房総半島 いすみ鉄道と菜の花 コードNo.880611
- 各¥1,600(240×70cm)
 ポリエステル製 紐付
 ※社名印刷5枚以上(有料)



(年度末)

(春の房総半島
いすみ鉄道と菜の花)

横幕

- コードNo.880620 ¥1,600 (70×220cm)
- ポリエステル製 紐付



ワッペン

- コードNo.780630 ¥860
- 10枚1組(7.5×6cm)
 ピニール製
 ※社名印刷50組以上(有料)



タオル

- コードNo.880140 ¥3,210
- 10本1組(34×85cm) 綿製
 ※社名印刷10組以上(有料)



※建設業安全衛生教育用教材に係る最新情報のメール配信(無料)登録はコチラ

建災防 メール配信

検索

お申し込みは、「建災防 本部 教材管理課」、「最寄りの支部(東京以外の方)」へお願いいたします。
 TEL 03-3453-3391 FAX 03-3453-5735 <https://whk.kensaibou.or.jp/asp/index.asp>

詳細は
ホーム
ページで!



広報企画委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

- 委員長 西 本 徳 生 前(一社)全国登録教習機関協会 専務理事
- 委員 石 沢 正 弘 (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 副会長
- 〃 井 上 聖 (株)大林組 安全品質管理本部 安全管理室 部長
- 〃 神 田 道 宏 清水建設(株) 安全環境本部 安全部長
- 〃 黒 川 兼 正 (株)竹中工務店 安全環境本部長
- 〃 佐 藤 恭 二 飛鳥建設(株) 安全環境部長
- 〃 竹 尾 透 大成建設(株) 安全本部 安全部長
- 〃 中 鶴 政 浩 前田建設工業(株) 安全・品質・環境監査部 安全・品質・環境部長

- 実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課までお願いいたします。

〒108-0014
 東京都港区芝5丁目35番2号
 TEL 03-3453-8201
<https://www.kensaibou.or.jp/>



建災防キャラクター
ホビーくん